

国立大学法人山口大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>○山口大学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする知の広場」であることを理念に、地域の基幹総合大学および世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究および社会活動とそれらの成果に立脚した教育の実践を最大の使命に掲げ、以下の基本的な目標の達成をめざす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目標、能力に応じて学ぶ楽しさを発見できる共通教育と、実践的チャレンジ精神で世界に通用する個性豊かなオンリーワンをはぐくむ専門学部教育および大学院教育のために、学ぶ人の視点に立ったカリキュラム、指導、支援体制を構築する。 2. 不断の点検と評価を基礎に、本学の特色・個性から芽生えてくる研究を発見し、開拓するとともに、世界水準の独創的研究を大学全体として戦略的にはぐくみ、研究心あふれる新たな知の拠点をかたちにしていく。 3. 社会貢献をかたちにするために、研究活動の成果を知的財産として地域社会の発展に活用し、地域の知的活動の活性化に努めるとともに、東アジアや世界の発展に貢献する人的・知的交流活動の充実に努める。 <p>これらの目標を達成するために、構成員の一人ひとりが自らの意欲と能力を十二分に発揮するとともに、学長を中心に一体となって、社会に対する説明責任と自主・自律の経営責任を果たしつつ、不断の自己点検と業務運営改善に基づき、自己革新に努めていく。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期目標を達成するため、山口大学に別表のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p>	

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

○ 教育の成果に関する目標

【学士課程】

- ・ 21世紀の知識社会の中で、自らの英知と意欲で主体的に生き、自らに課すべき義務と責任を主体的に選びとり、実践的に社会で活躍する人材を養成するために、基礎基本の確実な修得、実践的コミュニケーション能力を向上させ、豊かな人間性をはぐくむことを目的とする。

- ① 日本語表現力の向上
- ② 英語等によるコミュニケーション能力の向上
- ③ IT活用能力の向上
- ④ 問題解決能力の向上
- ⑤ 共生社会実現のための態度の育成
- ⑥ 異文化理解の促進

- ・ 学部専門教育においては、それぞれの分野における専門知識・技術の基礎的能力をはぐくむ。

【大学院課程】

(修士(博士前期)課程)

- ・ 専門領域の活動において、高い倫理観と専門知識に裏付けられた実践力を持ち、マネジメント能力の高い専門的職業人を養成する。

(博士(博士後期)課程)

- ・ 国際社会において多様な価値観を理解し、広い視野に立って活動できる高度専門的職業人および研究者を育成する。

○ 卒業後の進路等に関する具体的目標

- ・ 修学目的を明確に意識させ、自ら学ぶ姿勢を身につけさせることによって、卒業後の進路を主体的に選択・決定できる能力を育てる。

○ 教育の成果・効果の検証に関する基本方針

- ・ 厳正な成績評価等の実施により、教育(授業)の成果や効果を検証し、質の高い授業、分かりやすい授業の実現を

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○ 共通教育の成果に関する具体的目標の設定

- ・ 社会の要請に柔軟に対応する「コースカリキュラム」を発展させ、主体的な学習意欲に基づいた基礎学力および課題探求能力を向上させる。
- ・ 対話と討論を重視した少人数クラスによる授業科目を全学的に開設し、学部専門教育と連携することで、コミュニケーション能力、問題解決能力およびプレゼンテーション能力を育成する。
- ・ 卒業時点で十分なコミュニケーション能力の獲得を可能とする「TOEICを利用した修学システム」を充実させるとともに、言語教育の実施機能を充実させることによって、外国語の実践的コミュニケーション能力を向上させる。
- ・ 現在の情報処理演習を発展させ、高度情報社会におけるIT(Information Technology)活用能力を育成する。
- ・ 全学生を対象としたボランティアに関する授業や地域と連携した学生参加の体験型授業を開設し、地域社会への理解を深める。
- ・ 倫理、人権、ジェンダー、環境に関する授業科目を充実し、学部専門教育と連携することによって、共生社会実現のための態度を育成する。
- ・ 「インターナショナル・キャリア・アップ・プログラム」を実施することにより、異文化理解を促進し、豊かな国際感覚をはぐくむ。

○ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- ・ 学生の卒業又は修了後の進路について、具体的目標を定めるとともに、進路選択に関する相談受付や情報提供について、全学的な支援体制を整備充実する。
- ・ 卒業生の進路に関するデータ収集を毎年度行い、データの集積を図るとともに、整理・分析を行う。
- ・ 卒業生の満足度および就職先企業等の満足度について数年ごとに調査を行い、データを集積・分析し、就職・進路支援に資する。

○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

【学士課程】

- ・ 国際的に通用する厳正な成績評価を行うために、成績評価に関するガイドラインを示し、

めざす。

(2) 教育内容等に関する目標

○ アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- ・ 山口大学の学生受入れの基本方針に基づき、各学部・研究科のアドミッション・ポリシーを分かりやすく説明する。
- ・ アドミッション・ポリシーに応じた入試方法の改善を検討し、実施体制を整備する。

○ 教育課程に関する基本方針

【学士課程】

- ・ 社会のニーズに柔軟に対応でき、基礎基本を確実に学び、実践的コミュニケーション能力および情報リテラシー能力を向上させ、豊かな人間性をはぐくむことを目標とする。
 - ① 専門分野の確実な修得を重視したカリキュラムの編成を行う。
 - ② 多様なニーズに対応するカリキュラムを研究・開発し、実施する。
 - ③ 各学部における教育の専門性と共通教育の連携に配慮した学士課程のカリキュラム編成を行う。

【大学院課程】

(修士(博士前期)課程)

- ・ 学士課程教育との連続性を考慮したカリキュラムを編成する。
- ・ 学生の多様なニーズにこたえられる専門的職業人を育成するカリキュラムを編成する。

実施する。

- ・ 毎年度の全授業内容をデータベース化し、教育活動の評価に必要な基礎データとする。
- ・ 国家試験・資格試験・統一試験等の試験結果を集積し、毎年度継続的に公表する。

【大学院課程】

- ・ 研究科ごとに、学生による研究テーマ・学術論文発表状況・具体的研究活動状況を公表する。
- ・ 前年度末における学生の修了・在籍状況を公表するとともに、修士課程修了者、博士(後期)課程修了者の進路を公表する。
- ・ 原則として、修士論文発表会等は公開で行う。
- ・ 博士取得後の活動状況について追跡調査を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・ 高校生や保護者を対象とする説明会の定期開催などを通じ、アドミッション・ポリシーを大学の内外に対し広報する。
- ・ 各学部・研究科のアドミッション・ポリシーを踏まえて、大学入試センター試験の取扱いや、面接、小論文の組み合わせ等、入学者選抜方法の改善に努める。
- ・ 入学生について入試制度別に継続的追跡調査を行い、入学者選抜方法の改善に資する。

○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

【学士課程】

- ・ 対話と討論を重視した少人数クラスによる授業科目を全学的に開設し、習熟度別のクラス編成および授業を実施する。
- ・ 共通教育と学部専門教育との連携に配慮して、各段階において多様な選択が可能となるカリキュラムを編成する。
- ・ 多様な入学生に対する基礎教育を目的とする「入門科目」を充実し、学生の関心と達成度を最優先するカリキュラムを編成する。
- ・ クォーター制授業を取り入れた新しいカリキュラムを編成する。

【大学院課程】

(修士(博士前期)課程)

- ・ 各研究科において、専門的職業人育成のため、実践的な内容を考慮したカリキュラムを編成する。
- ・ 学士課程との連続性に考慮したカリキュラム、他分野からの入学に対応できるカリキュラム、また、学士課程との6年一貫のカリキュラム等を編成し、可能な研究科から導入する。
- ・ 現職教員や社会人のリカレント教育においては、複数地域での修学を可能とし、また、

夜間開講，通信による教育にも対応できるようカリキュラムを検討する。

(博士(博士後期)課程)

- ・ 各研究科における教育研究の独自性を活かしたカリキュラム編成や，社会的要請に応じた教育活動を展開する。

○ 教育方法に関する基本方針

【学士課程】

- ・ 自主的自発的学習を促す教育方法を開発する。
- ・ 学習内容の確実な理解を可能とする授業方法を開発する。
- ・ 社会と連携した教育を実施する。
- ・ 学生の授業評価等からの要望を教育方法の改善に反映する。

【大学院課程】

(修士(博士前期)課程)

- ・ 専門的職業人を育成するために，地域社会や現場と連携した実践的な教育活動を重視する。

(博士(博士後期)課程)

- ・ 他大学院・研究科との連携を進め，幅広い研究指導を受けられるようにする。

○ 成績評価に関する基本方針

【学士課程】

- ・ 授業科目ごとに到達目標と成績評価基準の明確化を図り，到達度を判定する方法を導入する。
- ・ 成績評価を管理・評価する体制を整備する。
- ・ 全学生の総合的な成績算定方式を定め，導入する。

【大学院課程】

- ・ 授与する学位(博士)の申請基準を明確にする。
- ・ 成績評価を管理する体制を整備する。

(博士(博士後期)課程)

- ・ 現行カリキュラムの再点検を進め，各博士課程の設置目的と目標に応じたカリキュラムの再編成を図る。
- ・ 社会的要請の高い研究課題および国際的研究動向を踏まえた特別講義・シンポジウム・セミナー等を積極的に実施する。

○ 授業形態，学習指導法等に関する具体的方策

【学士課程】

- ・ 分かる授業の実施を教員共通の目標に掲げ，学習指導法に関する具体的実践例を蓄積し，全学的に共有化できるシステムを整備する。
- ・ 授業科目ごとに到達目標と評価基準をシラバスに明示する。
- ・ Web(World Wide Web)シラバスの充実を図り，IT利用教育の支援体制を整備する。
- ・ 地域社会の中で，学生が主体的・自主的に取り組んでいる活動や学内インターンシップなどを「自己発見育成授業」として実施する。
- ・ インターンシップの充実に努め，社会と連携した教育方法を開発し，実施する。

【大学院課程】

(修士(博士前期)課程)

- ・ 各研究科は，地域社会や現場と連携した実践的な教育活動について検討し，実施する。
- ・ 社会人およびリカレント教育においては，派遣元の企業および公共団体等と協議した研究テーマに基づいて修士論文指導を行うことも導入する。

(博士(博士後期)課程)

- ・ 他大学院・研究科との相互連携を段階的に進め，単位互換や他大学院・研究科の教員の指導を受けられる制度を充実する。

○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

【学士課程】

- ・ シラバスに明示した到達目標と評価基準に基づいて，受講者の到達度を判定する方法を導入する。
- ・ 各学部における電算機による成績データの把握・管理体制を整備し，全学一元的データ管理体制を構築する。
- ・ 学部ごとに単位数の上限を設定し，GPA(Grade Point Average)方式を段階的に導入する。

【大学院課程】

- ・ 各研究科ごとに学位(博士)の申請基準を明確にする。
- ・ 各研究科における電算機による成績データの把握・管理体制を整備し，全学一元的デー

(3) 教育の実施体制等に関する目標

○ 教員の配置に関する基本方針

- ・ 円滑な学部・研究科の教育を実施できる教員配置を行う。
- ・ 円滑な共通教育を全学で実施できる教員配置を行う。

○ 教育環境の整備に関する基本方針

- ・ 学ぶ者、利用する者の立場に立った整備を行う。
- ・ 少人数授業等に対応して、必要な学習スペースを確保する。
- ・ 教材・図書・資料等の共同利用体制を整える。

○ 教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針

- ・ 教育活動実績と成果に関する自己点検評価システムを構築し、実施する。
- ・ 授業に関するピア・レビューを実施する。
- ・ 全授業について、学生による評価および教員による自己評価を行う。

○ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する基本方針

- ・ 山口大学の特色を活かした教材開発と学習指導法を充実する。
- ・ 授業改善や教材開発に必要な効果的FD研修を通じた教育改善と評価法を確立する。

○ 教育の学内共同体制に関する目標

- ・ 大学教育機構は、地域社会の発展に貢献する基幹総合大学をめざした高等教育を総合的に支援する中核組織として

タ管理体制を構築する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○ 適切な教員の配置等に関する具体的方策

- ・ 年度ごとの各部局等への教員の配置は、各部局等の教育目的や目標に基づく要望を踏まえて、全学的な観点から配置する。
- ・ 教員が定年等により辞めた場合の配置は、各部局等の教員配置の現状を考慮しつつ、全学的な将来構想や計画に基づいて、改めて配置する。

○ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・ 教育に必要な設備等については、全学的な計画を立て整備を進める。
- ・ 少人数授業に対応した演習室・セミナー室の整備を進める。
- ・ IT活用による教育の質の向上のため、教材の整備、教材作成の支援体制の整備、VOD (Video on Demand)による教材の配信サービス等を促進する。
- ・ Webシラバスを充実させ、また、学生が自らの成績を確認できる電算システムを開発する。
- ・ 学術情報機構は、教育活動基盤資料として、電子ジャーナルを含む教育基盤雑誌、データベース、教育基盤図書を計画的に整備し、教育情報提供機能の一層の充実に努める。
- ・ 分散キャンパス間の教育を有効かつ円滑に実行できる環境を整備する。

○ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・ 教育組織単位の教育活動を評価し、改善に役立てるための評価項目と評価方法を定める。
- ・ 授業改善のためのピア・レビュー (Peer Review) を段階的に進め、全学的に実施する。
- ・ 学生による授業評価および教員授業自己評価を全学的に実施する。
- ・ 教育活動実績、学生による授業評価、教員授業自己評価等に基づいて、教員の教育貢献度を総合評価し、教育の質の改善に努める。
- ・ 共通教育に対する全教員の自発的貢献を促すため、専門教育をも考慮した共通教育のインセンティブ・システムの導入を図る。

○ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・ 山口大学独自のワークショップを中心としたFD (Faculty Development) の内容と方法を確立し、FD研修会の充実に努める。
- ・ 授業科目別部会を単位にして、山口大学独自の共通教育の教材を開発する。
- ・ 授業改善のためのピア・レビューの成果に基づいて教材・学習指導法の研究開発を進め、その開発・改善成果を公表し、全学的に共有する。

○ 教育の学内共同体制に関する具体的方策

- ・ 大学教育機構は、入学試験、教育システムの改善、留学生・学生の生活支援、保健管理、教育面における社会連携を企画・実施する。

の役割を果たすことをめざす。

- ① 大学教育機構の活動を通して学生の視点に立った教育の質の確保とキャンパスライフを充実する。
 - ② 地域の大学、関係機関との協力関係を築いて、地域社会の知的発展に貢献する。
- ・ 学術情報機構は、高度情報化に対応して、大学の教育・研究・地域社会貢献活動を、情報基盤の面から総合的に支援する中核組織としての役割を果たすことをめざす。

○ 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・ 連合獣医学研究科の充実に努める。

(4) 学生への支援に関する目標

○ 学生の学習支援や生活支援等に関する基本方針

- ・ 学生からの進路、修学、生活、メンタルヘルス等幅広い内容の相談に適切にこたえていく体制を整備し、充実した学生生活を支援する。
- ・ 学生が自ら主体的に進路を発見し、はぐくみ、決定するための支援体制を整備する。

- ・ 大学教育機構は、各学部と協力して、共通教育と学部専門教育の教育課程の編成を点検し、改善する。
- ・ 高大連携に関するセミナーの実施および内容の充実に努める。
- ・ 中四国の国立大学で実施しているSCS (Space Collaboration System) を用いた共同授業への参加校を増やすとともに、授業の内容と質の改善を行う。
- ・ 学術情報機構は、大学全体の情報基盤整備、情報化推進を戦略的に進める。
- ・ 学術情報機構は、学術情報（図書館情報およびメディア情報）提供機能の充実に努め、学部・研究科などの教育を研究活動とともに支援する。

○ 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・ 本学を基幹校とし、鳥取大学、宮崎大学、鹿児島大学で構成する連合獣医学研究科の教育の充実に努める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○ 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・ 学生の自発的学習を支援するため、自習室やITを活用した自学自習環境を充実する。
- ・ 授業についていけない場合や理解度が低いなどの学習相談に対応するために、高年次学生および大学院生の協力を得て、個人レッスンとして解決できるような支援体制を整備する。
- ・ 修学や人権に関する問題に適切かつ迅速に対応するため、教職員の理解啓発研修プログラムを実施する。
- ・ メンタルヘルスケアや苦情処理体制を強化する。
- ・ 障害学生への支援体制をより整備、強化する。

○ 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- ・ 進路選択に関する相談受付や情報提供について、全学的な支援体制を整備充実する。
- ・ 「キャリア・デザイン支援プログラム」による教育を入学時から実施するとともに、インターンシップ制を活用しながら、主体的に進路選択・決定が行える能力を育成する。

○ 経済的支援に関する具体的方策

- ・ 各種奨学金に関する情報提供を積極的に行い、分かりやすく親切に相談に応じる全学的な支援体制を整備するとともに、適切なアルバイト情報についても情報提供および相談に応じる体制を充実する。
- ・ 学生をティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタント等、学生相談の補助として活用することで、経済的に支援する。
- ・ 後援会、同窓会などと連携し、課外活動の支援、学生生活環境の充実に努めるための学生への支援体制を整備する。
- ・ 学内における各種業務への学生アルバイトの利活用を促進する。

○ 社会人・留学生等に対する配慮

- ・ 社会人学生および留学生に対するガイダンスを充実させるとともに、「フレッシュマンセミナー」を実施する。
- ・ 適正価格と質が保証された留学生の宿舍の確保と整備について、地域社会や市町村の協力を得ながら支援体制を充実する。
- ・ 各学部において社会人学生および留学生（受入・派遣）を指導する担当教員を定め、各種相談に応じるネットワーク体制を充実する。
- ・ 留学生が所期の目的を十分果たせるように、教育面、生活面での支援や卒業後のフォロー体制を強化する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

○ 目指すべき研究の水準に関する基本方針

- ・ 社会への説明責任を強く認識し、地域の特色や研究者の個性を活かした世界水準の研究と萌芽的研究を発見しはぐくむ。

○ 研究の水準・成果の検証に関する基本方針

- ・ 客観的で、説明責任を確保できる、全教員に対する評価の実施方法等を構築する。
- ・ 大学から研究支援を受ける教員に対しては、他の教員よりも更に厳正な評価を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

○ 研究者等の配置に関する基本方針

- ・ 全学的視野から、重点化すべき分野に戦略的に人的資源を有効活用する。
- ・ 教員の能力・適性・希望に応じて、人的資源の弾力的

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○ 目指すべき研究の方向性

- ・ 総合大学の特色を最大限活かして、学際的・複合的な領域を重視し、以下の研究に取り組む。
 - ① 世界水準の卓越した研究拠点の形成に直結した研究の推進
 - ② 萌芽的研究の育成
 - ③ 独創的な研究の展開
 - ④ 教育研究および社会貢献に資するR&D (Research & Development)型研究の推進

○ 大学として重点的に取り組む領域

- ・ 人文・社会科学系と自然科学系との連携・融合や、地域の特色を活かした山口大学の独自領域を開拓し、支援する。
- ・ 競争力があり今後の発展が大いに期待できる医工学、環境共生学および生命科学の分野を中心とした研究領域を支援する。
- ・ 社会のニーズを受け止め、山口大学がもつ研究シーズから学術的価値とともに経済的価値や社会的価値を生み出せる研究領域を支援する。

○ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・ 大学評価・学位授与機構の大学評価に準じた研究評価の水準を定め、全教員に対する評価システムを確立する。
- ・ 個々の教員の研究業績を基に、学部・研究科等の研究水準を評価するシステムを確立する。
- ・ 大学から研究支援を受ける教員に対しては、高い水準での厳密な評価システムを確立する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○ 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・ 戦略的に研究を推進するため、学長のリーダーシップのもと、特定の教員を「研究特任教員」および「研究主体教員」として選任し、研究におけるインセンティブを付与する。

運用を図る。

○ 研究環境の整備に関する基本方針

- ・ 特色ある質の高い研究を推進し、世界水準の研究をめざすことができる研究拠点を形成するため、研究資金、施設、設備などの研究環境の投資を行う。また、若手教員が自立して研究に取り組める研究環境を早急に整備する。

○ 研究の質の向上システム等に関する基本方針

- ・ 全教員に対して、研究評価を行い、学部・研究科等の研究の質の向上をめざす。
- ・ 研究支援を受ける教員に対しては、研究活動の厳密な客観的評価を行い、学内外に対する説明責任と評価の透明性を確保する。

○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する基本方針

- ・ 大学の有する知的財産が、地域活性化の起爆剤となり、また、将来大学の経営基盤を支える一つの柱となるように、(有)山口ティ・エル・オーと密接に連携し、知的財産の取得・活用・管理体制を強化する。

○ 研究の学内共同体制に関する目標

- ・ 本学独自の研究新分野やテーマをはぐくみ、世界へ提案していくため、様々な分野の研究者同士が自由に発想し合い、啓発し合う研究交流環境づくりを進める。

- ・ 総合大学の特色を活かし、学部・研究科等を越えて、競争力ある研究推進体を立ち上げ、それを支援する。

○ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・ 研究資金は、競争的配分をさらに進め、特に重点配分については、厳正な評価主義に基づくこととする。
- ・ 将来性がある若手教員の研究テーマにも研究資金を助成し、次世代を担う研究分野を育成する。

○ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・ 施設・設備の一部をオープン化・有料化し、料金の一部を保守費・運営費とするシステムを全部局に適用する。
- ・ 学術情報機構は、研究活動の基盤となる学術情報基盤資料として、電子ジャーナルを含む研究基盤雑誌、データベース、研究基盤図書を計画的に整備するとともに、学内の高度情報化を推進する。
- ・ 研究成果の積極的な利活用を図るために、デジタル・コンテンツ化や視覚化の作成支援環境の整備と人材育成体制の充実を行う。

○ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・ 大学評価・学位授与機構の大学評価に準じた研究評価の水準による、全教員に対する評価を行い、学部・研究科等の研究活動の向上に資する。
- ・ 研究支援を受ける研究特任教員および研究主体教員に対しては、高い水準での厳密な評価を行い、その結果をWeb上で公開することを義務付けるとともに、期限付きで認定見直しを行う。
- ・ 研究助成を受ける萌芽的研究テーマおよび将来性ある若手教員の研究テーマに対しては、成果発表会の開催を義務付け、透明性を確保するとともに、研究者の活発な交流による研究の活性化も図る。

○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・ 知的財産本部と(有)山口ティ・エル・オーとの連携のもと、知的財産ポリシー等の決定を踏まえ、特許取得を推奨し、技術移転を推進する。
- ・ 知的財産にかかわるデータベースを構築し、強い特許を創出する体制を整備する。
- ・ 知的財産権の確立していない知識については、その権利化への支援を行う体制を整備する。

○ 研究の学内共同体制に関する具体的方策

- ・ 時間学研究所に見られるような独自で特色ある研究組織を発見しはぐくむために、多様な研究分野にわたる研究者が自由活発に交流できるサロンを学内に設置する。
- ・ 学内の研究組織の形成を支援するために、分離キャンパスの時間・距離の制約を解消したバーチャルサロンを整備し、活用する。

○ 学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・ 連合獣医学研究科の充実に努める。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

○ 地域社会との連携・協力に関する基本方針

- ・ 地域に開かれ、地域とともに歩む地域基幹総合大学として、地域社会のニーズに対する確、迅速に対応する体制を整備し、信頼され、存在感のある大学をめざす。

○ 国際交流・協力に関する基本方針

- ・ 交流協定の締結を促進し、人的交流を進め、世界の人々とのパートナーシップを形成して、世界で活躍する人材を育成する。また、東アジアとの教育研究上の交流を推進する。

- ・ 活発な交流の中で誕生した新しい研究組織に対し、オープンラボの優先利用権を与える等の支援を行い、育成する。

○ 学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・ 本学を基幹校とし、鳥取大学、宮崎大学、鹿児島大学で構成する連合獣医学研究科の研究の充実に努める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○ 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・ 社会連携推進本部として、自治体との総合的連携を図り、山口大学の戦略的社会活動方針及び重点的な実施企画を策定し、地域社会へのサービス並びに協力事業を推進させる。
 - ① 学内外組織間の連携協力体制を整備する。
 - ② 地域社会の活性化へ積極的に協力する。
 - ③ I Tを活用した戦略的広報活動を推進する。
 - ④ 公開講座などを通じて社会教育を推進する。
 - ⑤ 一般市民に身近な文化活動拠点として地域に寄与する。

○ 産学公連携の推進に関する具体的方策

- ・ 産学公連携・創業支援機構のもと、学内外の関係機関と連携して、共同研究を推進し、地域産業と大学自身の活性化を図る。
- ・ 産学公連携・創業支援機構と関係学部・研究科が連携し、M O T (Management of Technology) 教育を推進し、地域における専門職業人の養成に資する。
- ・ 産学公連携・創業支援機構のもとに、学内の創業支援態勢の強化と地域ニーズの把握を進める。

○ 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・ 地域の大学および関係機関と地域大学コンソーシアムを形成し、共同授業、遠隔授業、セミナー、講演会、単位互換などを積極的に進め、地域を中心とした教育、研究、社会貢献面での連携を強化する。
- ・ 地域の公共図書館、専門図書館等との相互協力を推進し、必要な資料を補完しあう体制を強化する。
- ・ 社会人を対象とした「やまぐち街なか大学」(山口市の事業)の充実など、地域の発展と活性化に貢献する。

○ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・ 学生交流、研究者交流の実績を活かし、将来の交流発展と国際貢献が期待される活動を促進するため、国際企画・交流部門と留学生部門が一体となって活動する体制を推進する。
- ・ 東アジアを始めとする海外への学生の関心・理解を深めさせ、意欲ある学生の海外修学や交流活動を計画的に奨励し、支援する。

(2) 附属病院に関する目標

○ 医療機関の中核として地域に貢献する基本方針

- ・ 山口県における医療機関の中核として、地域医療機関との連携を推進し、地域に密着した高度の医療を提供する。

○ 医療サービスの向上や経営の効率化に関する基本方針

- ・ 患者中心の全人的医療、集学的医療を実施し、安全で質の高い医療を提供するとともに、業務運営の効率化を推進し、経営の改善を図る。

○ 良質な医療人養成の基本方針

- ・ 将来を担う良質の医療人育成のために、ヒューマン・サイエンスの立場から、卒前卒後教育を充実させ、また、地域医療に携わる医師およびコメディカルスタッフの生涯教育に貢献する。

○ 研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための基本方針

- ・ 先進的医療および医療機器の開発・応用を推進し、臨床への導入を図る。

○ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・ 東アジアを中心に人的交流を進め、国際共同研究の推進に協力する。
- ・ 国際協力機構等の東アジアを中心とした事業へ積極的に協力する。
- ・ 国際会議、シンポジウムを定期的に開催する。
- ・ 国際貢献に関する情報を収集、広報し、教育研究活動を支援する体制を整備する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○ 医療機関の中核として地域に貢献する具体的方策

- ・ 地域医療機関とのITを用いた医療連携を推進する。
- ・ 遠隔医療のコンテンツの充実を図り、その継続的な運用のための体制を整備する。
- ・ 地域医療に携わる医師の生涯教育およびコメディカルスタッフの教育・研修に貢献する。

○ 医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・ 患者中心の医療を充実し、安全で質の高い医療を提供する。
- ・ 個別の診療科の枠を超えて、すべての領域の専門医が参加して集学的医療を推進する。
- ・ 各診療科・部に蓄積されている専門知識、技術を集約・統合して、集学的医療を実践するためのEBM(Evidence-based Medicine)を構築する。
- ・ プライマリ・ケア部門を充実し、全人的医療を推進する。
- ・ 性差を考慮した医療を推進する。
- ・ 患者サービスの向上を図り、病院アメニティを充実させる。
- ・ 外部機関による病院機能評価を定期的に受け、病院としての質の向上をめざす。
- ・ 業務の効率化を推進する。

○ 良質な医療人養成の具体的方策

- ・ 診療に関連して発生する診療データを蓄積し、臨床教育・疫学研究に活用する。
- ・ 院内医師、地域医師、医学部学生、コメディカルスタッフの教育・研修のため、附属病院内の情報の集積、管理、保全、再利用を一元的に行う。
- ・ 平成16年度から必修化される医師卒後臨床研修に対応するため、卒後臨床研修機能を充実し、積極的に研修プログラムの管理・運営を行う。
- ・ 医師およびコメディカルスタッフが大学構成員として服すべき行動規範を明文化し、周知徹底する。

○ 研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策

- ・ 高度先進医療を推進する。
- ・ 分子生物学的研究に基づく病因遺伝子の解明および遺伝子治療を推進する。
- ・ 難治性疾患の分子病態学的研究を推進し、創薬を含めた治療法を開発する。
- ・ 組織・細胞レベルの再生・移植医療を推進する。
- ・ 低侵襲医療を推進する。

○ 適切な医療従事者等の配置に関する具体的方針

- ・ 能力や資質、必要性に応じた柔軟な人員配置を行い、充実した医療と効率的な病院運営を行う。

○ 財政基盤を確保するため、収入を増加させ、経費を削減するための基本方針

- ・ 収入の増加、経費の節減に努め、医療、研究、教育、研修の目標を実現する安定した財政基盤を確保する。

(3) 附属学校に関する目標

○ 大学・学部との連携・協力の強化に関する目標

- ・ 学部のカリキュラムに密接に連携した実習や体験的学習の場を提供し、質の高い学校教員の養成に貢献する。
- ・ 大学・学部の教育研究に対して積極的に協力する。

○ 学校運営の改善に関する目標

- ・ 学部と附属学校園とが一体的に学校運営に当たる。
- ・ 学校運営の改善に向けて授業や学校・学級運営に関する点検評価を実施する。
- ・ 地域における先導的教育基幹校園として、家庭・学校園・地域社会の支援要請にこたえる。
- ・ 大学・学部との連携のもとに、幼児児童生徒の学校適応

- ・ 医学および理工学等の融合により、先進的医療機器開発を行う。
- ・ 臨床試験の機能を充実し、創薬研究を行う。

○ 適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・ 医療法等に対応した適正な職員数を配置する。
- ・ 外部との人事交流を積極的に推進する。
- ・ 専門的知識・能力を有する人材が確保できるような採用システムを構築する。
- ・ 経営戦略に基づく弾力的な人事管理の仕組みを構築する。

○ 収入を増加させるための具体的方策

- ・ 病院経営分析を行い、改善目標を明らかにし、改善に取り組む。
- ・ 臨床試験の活動を通じて外部資金の積極的導入を図る。
- ・ 諸料金規程を見直し、適正な料金設定を維持する。
- ・ 診療報酬請求洩れ防止策を強化するとともに診療報酬査定減対策を強化し、算定率向上、査定率減少を図る。
- ・ 地域医療機関との連携を強化し、紹介患者加算、特定療養費等の増収を図る。
- ・ 病床稼働率の向上および平均在院日数の抑制を同時に実現することにより、病院収入の増収を図る。
- ・ 新しい栄養管理システムに基づいた指導料等の増収を図る。
- ・ 病床数、病床配置等の見直しを行い、増収を図る。
- ・ 高度先進医療、自由診療等の促進により増収を図る。

○ 経費を削減するための具体的方策

- ・ 診療の質に配慮した医療経費の削減・抑制を推進する。
- ・ 管理的経費の削減・抑制を推進する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○ 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・ 学部と連携して附属学校園を活用する教育実習プログラムを整備する。
- ・ 大学・学部との連携・協力のもとに、附属学校園をフィールドとして、学力低下、学校適応などの今日的な教育課題に関する研究を企画・実施する。

○ 学校運営の改善に関する具体的方策

- ・ 学部と附属学校園が一体的に運営に当たるための新たな運営組織を設置する。
- ・ 学校運営の改善に向けて自己点検評価委員会を設置し、運営評価システムを構築する。
- ・ 地域における教育基幹校園として先導的な教育・研究を進め、それらの教育成果を家庭・学校園・地域社会に還元する。
- ・ 大学・学部との連携のもとに、相談員を配置し、幼児児童生徒の学校適応上の課題に対応する。

<p>上の課題に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒の勉学，交通，その他学校生活全般における安全確保の体制を強化・充実する。 <p>○ 入学者選抜に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な幼児児童生徒が入学できる入学者選抜方法を更に工夫する。 <p>○ 公立学校の教職員研修に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・学部と連携して，公立学校教員の研修を支援する。 <p>○ 地域社会との連携・協力に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会における基幹学校園として，先導的な教育支援を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒の勉学，交通，その他学校生活全般における安全確保のために，教職員の研修を進め，安全教育の充実を図り，併せて施設・設備等の整備を進める。 <p>○ 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な幼児児童生徒の能力・適性に応じた教育実践・教育研究を行うために，入学者選抜時および在籍中の資料を蓄積する。 <p>○ 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校から派遣される教員が学部の教育リソースを活用しうる体制を強化する。 ・ 公立学校から派遣される教員の大学・学部の教育研究活動への参画を促進する。 ・ 山口県の研修機関と連携して，研修のため派遣される公立学校の教員の実践的研修機関として活用する。 <p>○ 地域社会との連携・協力に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口地区においては「幼・小・中接続」カリキュラムについて研究し，光地区においては「小・中連携」カリキュラムについて研究する。附属特別支援学校は，特別支援教育の中核的機関として，関連諸機関を支援する。
<p>III 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>○ 全学的な経営戦略の確立に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自律的な経営体としての実質を確立することを第一期の経営戦略課題とし，学長のリーダーシップのもとに学内外の信頼と英知とを集めて，企画-実践-点検の高い自律機能をもった組織としての大学経営像をめざす。 <p>○ 運営組織の効果的・機動的な運営に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学的視点から運営組織間の有機的な連携を進める。 ・ 時間の効果的，効率的配分をめざした業務運営を行う。 ・ 業務運営の改善・効率性を常に検証する。 <p>○ 学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営に関する目標</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副学長分掌制および「機構」制のもとで，中期計画を具体的達成指標を定めた業務上の実施プログラムに体系化し，明確な実施責任体制に基づいた行程管理と業務自己点検の徹底により各部署の実施状況を掌握するとともに，部署間の相互調整を図ることにより，大学全体としての諸目標の着実な達成をめざす。 ・ 事故の発生を未然に防ぎ，また，発生した事故に迅速に対応するため，リスクマネジメント体制を強化する。 <p>○ 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種業務の全学統一的な運営を行うため，大学教育機構，産学公連携・創業支援機構および学術情報機構のもとに各種学内共同教育研究組織を再編するなど，業務機能の向上に努める。 ・ 各種委員会の統合整理と会議時間の短縮に努め，教職員が教育，研究，診療等の直接的業務に専念できる時間を確保する。 ・ 業務運営の改善・効率性を検証するための評価制度（評価項目と評価尺度の設定）の確立をめざす。 <p>○ 学部長を中心とした機動的・戦略的な学部運営に関する具体的方策</p>

- ・ 各学部は、全学の運営方針に立脚して、学部長を中心とする機動的・戦略的な組織運営を進め、学部に課せられた使命を自主的な創意工夫と自己点検により果たしていく。

○ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する目標

- ・ 教員と職員が、役割に応じ常に一体となって業務運営に総合力を発揮できる運営体制を構築する。

○ 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する目標

- ・ 人員、予算等の学内資源については、戦略的配分を可能とする柔軟な運営の枠組みを設け、中長期的な見直しに基づいて毎年度の配分を決定する。

○ 学外の有識者・専門家の参画に関する目標

- ・ 社会の大学に対する要望や意見を取り入れて法人運営に反映させるとともに、法人経営に必要な専門的知識・経験などを学び取るために、学外の有識者・専門家の参画を進める。

○ 内部監査機能の充実にに関する目標

- ・ 内部監査機能を整備、強化して、業務執行の適正化と効率化に努める。

○ 大学間の自主的な連携・協力体制に関する目標

- ・ 国立大学間および近隣の大学間で、共通業務についての相補的連携を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

○ 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する目標

- ・ 基本的目標および中期目標に基づき、既存組織における教育研究業務の現況と問題点を点検し、教育研究組織の編成・見直しの検討を進める。

- ・ 学部の管理運営を機動的・戦略的に進められるよう、副学部長を置くなど学部長補佐体制を整備するとともに、管理運営に関する全学的な研修を企画し、実施する。
- ・ 毎年度の学部の人員配置および予算配分は、学部長が学部運営に自主的な創意工夫を発揮できるように行う。

○ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・ 各種委員会は、教員と職員とによって構成し、それぞれの役割に応じ一体となって運営する。
- ・ 特に専門性や密接な連携の求められる分野の業務においては、教員と職員とのコミュニケーションを促進する創意工夫に努める。

○ 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・ 教員の戦略的配置の視点に立ち、教育、研究、診療等の業務に支障なく、かつ、人件費全体の効果的運用に努めながら、教育研究組織の中長期的見直しに向け、計画的な教員人員配置を推進する。
- ・ 毎年度の予算は、全学的視点から総合的に編成し、戦略的な教育研究推進の視点から学内配分を行う。
- ・ 教育および研究における特段の貢献活動に対する全学的推奨の視点から、奨励・支援システムや、競争的研究資金配分のシステムを構築する。

○ 学外の有識者・専門家の参画に関する具体的方策

- ・ 学外役員や経営協議会の学外委員に多様な分野の人材を登用するとともに、法人運営上の専門的知識や経験を要する業務へ、学外の有識者・専門家の意見を求める。

○ 内部監査機能等の充実にに関する具体的方策

- ・ 全学各部署の業務運営および予算執行状況を常時監査する体制を整備して、不正および人為ミスの防止とともに、学内資源の効率的・効果的運用に努める。

○ 大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・ 地域ブロック単位での国立大学間の業務の共同化を模索するとともに、本学と近隣の公私立大学との間での業務の連携を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○ 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・ 教育研究に関する中長期の具体的戦略を立案し、他大学との共同連携も視野に入れながら、学内における教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しを行う体制を整える。

○ 教育研究組織の見直しに関する目標

- ・ 学ぶ者の視点に立ち、社会の要請に耳を傾けて、本学の特性を活かしながら、地域基幹総合大学としての内実を高めるために、柔軟かつ機動的に教育研究組織の見直しを行う。
- ・ 本学独自の「機構」がもつ組織機能の充実を図り、そのもとでの学内共同教育研究組織の再編、連携による機能活性化をめざす。

3 人事の適正化に関する目標

○ 人事評価システムの整備・活用に関する目標

- ・ 全学にわたる中長期的な人事方針のもとで、適正な業務評価に基づいて人事管理を行う。

○ 柔軟で多様な人事制度の構築に関する目標

- ・ 優秀な人材を惹きつけ、業務の意欲と能力を高め、働きやすい柔軟で多様な人事制度構築の検討を進める。

○ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する目標

- ・ 能力と意欲の十全な発揮をめざして、教員人事の流動性と透明性の高い採用制度を効果的に運用する。

○ 女性・外国人等の教職員採用の促進等に関する目標

- ・ 女性の教職員の積極的採用や登用に努めるほか、教育研究活性化のために、外国人の採用を進める。

○ 教育研究組織の見直しの方向性

- ・ 既存の学部・研究科を見直し、教育研究分野の融合・再編を行うことにより、社会の要請に適した教育研究組織を検討する。
 - 人文・社会科学系、自然科学系を問わず、学問の進歩・発展に柔軟に対応できる教育体制の再構築と本学の優位な研究分野の重点化をめざす。
 - ア 医工学、環境共生学および生命科学の分野を中心とする独自の学際的・複合的教育研究領域の重点的再編をめざして、自然科学系研究科の統合を進める。
 - イ 人文・社会科学系学問分野の充実強化を目指す教育研究組織のあり方を検討する。
 - ウ 獣医学教育研究の充実に資する学部組織の見直しを検討する。
 - エ 大学院における保健学分野の充実をめざす。
 - オ 地域の教育ニーズに即した教員養成課程のあり方を検討する。
 - カ 社会科学系および工学系の領域融合等による専門職業人教育の充実をめざす。
 - キ 社会のニーズに適合した夜間主コースの見直しを進める。
- ・ 学内共同教育研究組織を大学教育機構、産学公連携・創業支援機構および学術情報機構へ統合・再編を進めることで、教育研究支援組織としての活性化をめざす。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○ 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・ 教員の人事評価については、研究業績のみならず、教育や社会貢献、大学運営面での業績を勘案できるデータ収集システムの構築を検討する。
- ・ 教員以外の職員については、能力、職責、業績を反映した新たな人事評価システムの導入を検討する。

○ 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・ 給与システムを含め、当初は法人移行前の人事制度を基本的に維持するが、教育研究の活性化と効率的な組織運営に資する制度導入の検討を進め、適宜実施する。
- ・ 戦略的な教育・研究の積極的な推進のために、多様な教員ポスト・処遇の導入を図る。

○ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・ 教員の流動性向上による教育研究活性化のため、教員採用に当たっては、原則として公募制とする。
- ・ 教員の採用に当たり、教員人事の流動性や教育・研究の活性化の観点から、必要な場合には、講師以上についても任期を設けることを検討する。
- ・ 任期を定めた教職員については、年俸制など、職務の実状に合わせた給与システムの適用も検討する。

○ 女性・外国人等の教職員採用の促進等に関する具体的方策

- ・ 女性教員比率の著しい向上をめざし、達成へ向けて部局単位で進捗状況を点検する。
- ・ 能力と意欲に応じた男女均等な人事上の処遇に十分配慮し、女性教職員の登用に努める。

○ 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する目標

- ・ 職員の採用・養成・人事交流について、能力を重視して行う。

○ 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する目標

- ・ 中長期的な見通しに立脚した人事計画を定め、全学的に適切な人員（人件費）管理を行う。
- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

○ 事務組織の機能・編成の見直しに関する目標

- ・ 従来からの業務内容および事務処理のあり方を常に見直し、教育・研究・診療の遂行を効率的・合理的に補佐できる柔軟な組織体制づくりを計画的に進める。

○ 業務のアウトソーシング等に関する目標

- ・ 実施可能で有効な業務のアウトソーシングを検討し、導入することにより、学内資源の効果的活用をめざす。

○ 各種事務の電算化による事務の効率化・迅速化に関する目標

- ・ どの部署においても職員が能力と時間を高度な業務・作業に振り向けられるように、電算システムを戦略的に重要な手段と位置付け、早急に整備を進める。

- ・ 教員の公募については、一般に国内外を問わず幅広く募集する方法をとるとともに、優れた外国人教員の採用を積極的に行う。

○ 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・ 職員の採用については、地域ブロック単位での統一試験の結果に基づき行う。また、専門的知識・経験等が必要な職種については、大学独自の選考により採用するものとする。
- ・ 人事交流については、各国立大学法人等間で出向又は転籍による異動の仕組みを検討する。
- ・ キャリア形成の観点から、職務に応じた学外・学内の研修制度を設ける。

○ 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・ 国立大学に求められる教育・研究の質を充実するとともに、人件費全体の効果的運用に努めながら、教員総数および配置数に関する計画を中長期的な見通しのもとに策定し、事業年度ごとにその見直しを行う。
- ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- ・ 職員の総数、配置数および人件費については、人事計画に基づいて毎年度学長が定める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○ 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・ 事務組織の見直しについては、検討組織を設け、現状業務の分析を行い、業務の簡素化、アウトソーシング、電算化を更に推進するとともに、教育・研究組織の編成・見直しを勘案しつつ事務組織の機能・編成を再検討する。
- ・ 毎年度、個々の事務・事業の点検・評価、改善計画の立案を行い、実施する。

○ 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・ 業務、事務の標準化を進めるとともに、外部委託・人材派遣等への切り替えによる業務の効率化や経費の節減の適否を可能な限り定量的な検証に基づいて検討し、効果的に実施する。

○ 各種事務の電算化による事務の効率化・迅速化に関する具体的方策

- ・ 各種事務の電算化を学術情報機構の定める方針の下で全学統一的に進め、労働時間の有効活用と人為ミスの低減による事務の効率化・迅速化をめざす。
- ・ システム間および部局間での共有データ等の全学統一管理ルールを定め、ネットワークによる業務全体としての効率性向上に努める。
- ・ 電算システムの開発およびメンテナンス体制を整備するとともに、人材養成を図る。

IV 財務内容の改善に関する目標

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

○ 科学研究費補助金、受託研究、寄附金等外部資金増加に関する目標

- ・ 教育・研究・診療の実践的成果を通じた自主財源確保により、安定的な財政基盤の確立に努める。

○ 収入を伴う事業の実施に関する目標

- ・ 国立大学法人にふさわしい事業を実施し、自主財源面の充実を図る。

2 経費の抑制に関する目標

○ 管理的経費の抑制に関する目標

- ・ 財務諸表を継続的に管理分析し、人員計画、予算計画の立案、執行過程での経費抑制努力の徹底を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

○ 資産の効率的・効果的運用を図るための目標

- ・ 大学の限られた資産を教育研究に支障がないよう効率的に使用するために、キャンパス全体を全学的に運用管理するシステムを整備し、経済的な活用の方途を積極的に検討する。

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○ 科学研究費補助金、受託研究、寄附金等外部資金増加に関する具体方策

- ・ 外部資金の増収を図る。
- ・ 競争的研究資金の獲得をめざし、科学研究費補助金への教員全員の申請を原則的に義務づける。
- ・ 共同研究、受託研究、寄附金等による外部資金の受入れを毎年度、前年度よりも高めるように努める。
- ・ (有)山口ティ・エル・オーと連携して知的財産権の活用を進め、ロイヤリティー収入の確保に努める。
- ・ 附属病院のもつ特徴的機能を活かした外部資金の増収を図る。

○ 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・ 研究成果の普及促進を目的として、地域社会向けの生涯学習事業を推進し、適正な受講料を徴収する。
- ・ 総合大学として発揮できる多様なコンサルタント機能を充実させ、有料化を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○ 管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・ 教育研究費への優先的予算配分を期して、事務的管理経費削減の具体的目標を立て、計画的な経費の節減に努める。
- ・ 効率化のための事務の見直しと電算化の推進のもとで、各種管理業務部門における人員の削減を中心に、既存の定員削減計画実施後の人件費抑制年次計画を立案、実施することにより、人件費抑制に努める。
- ・ 環境保護・資源保全への問題意識に立ち、具体的目標を以下のように定めて、各種経費の節減に努める。
 - ① 中期目標期間中に印刷経費等の10%削減をめざす。
 - ② 中期目標期間中に経常的な光熱水費の計画的な削減をめざす。
 - ③ 在庫管理等の見直しにより、物品購入の低廉化を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○ 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・ 特許出願・取得・移転件数等の具体的目標を定めて、知的財産の権利化を進め、活用を図る。
- ・ 正課授業の実施に教室の不足が生じないよう、教室の全学管理を行うだけでなく、授業時間割の編成自体も全学的な調整のもとで進める一元管理の方法を導入する。
- ・ 学内スペースチャージ(利用施設の有料化)システムの導入により、施設利用の意識改革と効率配分に役立てる。
- ・ 大型設備等の全学共同利用による有効活用の促進を図るとともに、産学公連携のための学内外共同利用の推進、民間企業等への利用開放、貸出し等を行うことによって、運用効

	<p>率を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土・日、祝日等における教室やスポーツ施設等の学外者への有料貸与を行う。
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>○ 自己点検・評価の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人としての説明責任を積極的に果たすための自己点検・評価を担う学内体制の充実を図り、自己点検評価の質の改善を進める。 <p>○ 評価結果を大学運営の改善に活用するための目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己点検評価および各種外部評価結果を尊重し、積極的に活用して業務改善を徹底するとともに、業務遂行意欲の高揚に役立てる。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>○ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な広報の手段および機会を通して、大学の活動に関する情報を広く提供し、大学に対する社会の理解と関心の促進に努める。 	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己点検・評価及び各種外部評価への対応の効率を高めるため、評価委員会の組織の充実を行う。 ・ 自己点検・評価及び各種外部評価への対応の効率を高めるため、本学の専任教員の毎年度の教育・研究・大学運営活動に関するデータベースの入力率を18年度末までに100%にし、評価システムの機能強化を行う。 ・ 自己点検・評価及び各種外部評価への対応の効率を高めるため、評価委員会が管理する各種調査結果及びデータベースのデータの提供体制を整える。 <p>○ 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人評価委員会による毎年度の業務評価結果およびその他の外部評価結果を積極的に活用し、組織的に大学運営の各種業務の改善に取り組む。 ・ 毎年度、評価委員会が調査した教員の教育、研究および大学運営活動のデータを活用し、各学部・研究科等の業務改善に努める。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学の戦略的広報企画体制を充実し、整備する。 ・ 毎年度、大学の情報全般を、分かりやすく多様なメディアを用いて公表するとともに、学外からの容易な情報アクセス態勢を整える。 ・ 大学活動状況の説明を行うとともに、本学に対する意見や要望を広く聴く機会を設け、年度計画や中期目標、中期計画の策定や見直しに反映する。 ・ 社会への情報発信や情報コンテンツ作成に関する技能の向上および人材登用を進める。
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>○ 施設等の整備に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度化・多様化する教育・研究・医療・情報基盤に対応した施設整備および基幹・環境整備の促進を図る。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○ 施設等の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究目標に関する長期見通しと既存施設の点検評価を踏まえ、実験・研究室等の教育研究活動、産学公連携の研究開発、学生生活の支援および施設に係る安全管理等の観点から施設整備を行う。 ① 教育・研究推進に対応した施設整備を進める。 ② 学生教育支援施設の老朽改善整備を行う。 ③ 図書館施設の老朽改善および複合施設の整備を行う。 ④ 附属病院の老朽改善および病院機能の充実に対応した施設整備を行う。

○ 施設等の有効活用及び維持管理に関する目標

- ・ 「知の拠点」にふさわしい施設マネジメントの導入を図り、施設の利活用に努める。

2 安全管理に関する目標

○ 研究・実験施設、附属病院等における安全管理・事故防止に関する目標

- ・ 安全管理の自己責任を全うするため、学生および教職員の安全と健康を守る環境と安全衛生管理体制の整備を図る。

○ 学生等の安全確保等に関する目標

- ・ 学生の勉学、交通、その他生活一般での安全確保のために、意識啓発、相談・指導、研修等を活発化する。

3 大学における情報の安全管理に関する目標

○ 学内情報セキュリティの確保に関する目標

- ・ 学内情報セキュリティの基本方針を定め、情報の安全確保に努める。

⑤ 附属学校の老朽改善整備を行う。

⑥ 学生生活支援施設の老朽改善整備を行う。

⑦ 産学公連携の研究開発に対応した施設の改善整備を進める。

⑧ 身障者用施設等のユニバーサル・デザインの導入を進める。

⑨ 良好なキャンパス環境の確保を目指した基幹・環境整備を促進する。

○ 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・ トップマネジメントの一環としての施設マネジメントを行うシステムを構築する。
- ・ スペースチャージシステムの導入・拡充を図り、共有施設の効率的な運用を推進する。
- ・ 教育研究活動の利用実態に応じ、学部、学科を越えて施設利用面積の再配分等を行う。
- ・ 施設の利用状況に関する情報の共有化を図ることにより、施設の有効活用を促進する。
- ・ 省エネルギー対策（光熱水等）に関する計画を立案し、それを踏まえた改修整備を行う。
- ・ 施設の信頼性、安全性確保のための耐震改修および予防的な施設の点検、保守、修繕等を実施する。
- ・ 実験研究の高度化、情報化の進展、実験環境の安全等に対応した維持管理計画を策定し、順次実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○ 研究・実験施設、附属病院等における安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・ 全事業場の安全衛生管理を総合的に検討する体制を整備し、毎年度、法令に基づく調査・点検や事故防止のための研修などを各事業場で着実に実施する。
- ・ 研究・実験施設、附属病院等における危険物等の安全管理を引き続き徹底し、学内での事故防止に努める。

○ 学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・ 実験・実習時における安全の確保のためのマニュアルを充実し、指導を徹底する。
- ・ 交通安全講習会の実施などにより、学生自身の交通安全に対する意識を高める。
- ・ 課外活動時における安全の確保のための指導を徹底する。
- ・ 学生の社会生活上の安全を守るため、防犯講習会、経済犯罪被害防止講習会をはじめ、相談および指導を強化する。
- ・ 学生自身の健康管理意識の向上を図る。

3 大学における情報の安全管理に関する具体的方策

○ 学内情報セキュリティの確保に関する具体的方策

- ・ 本学の情報セキュリティポリシーの策定、導入、運営および評価を行い、情報セキュリティレベルの向上に努める。
- ・ サーバーの集中化を進め、学内情報ネットワーク上のセキュリティ管理を学術情報機構で統括する。

4 大学人としてのモラルの確立に関する目標

- 大学における倫理規範の確立と人権尊重のための目標
 - ・ 大学人としての倫理と行動規範を定め、遵守する。
 - ・ すべての人の人権を尊重し、性、出生、信条、国籍等による差別のない公正・公平なキャンパス環境の実現を図る。

4 大学人としてのモラルの確立に関する具体的方策

- 大学における倫理規範の確立と人権尊重のための具体的方策
 - ・ 大学人に求められる倫理と行動規範を具体的に定め、学内外に周知・公表する。
 - ・ 大学構成員全員に対するハラスメント防止啓発研修の実施、広報活動等により、アカデミック・ハラスメントおよびセクシュアル・ハラスメントの防止に努める。
 - ・ 構成員相互がキャンパスマナーを自覚し合い、大学にふさわしい生活環境づくりに努める。

VI 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

37億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額（百万円）	財源
・附属病院基幹・環境整備	総 額 937	施設整備費補助金（501）
・小規模改修		船舶建造費補助金（ ）
・災害復旧工事		長期借入金（436）
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金（ ）

（注1）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- 中長期的な人事計画を定め、全学的に適切な人員（人件費）管理を行う。
- 教員の採用に当たっては、原則として公募制とする。
- 多様な専門的知識を有した事務職員の養成及び確保のために、職務に応じた学内外の研究制度を設けるとともに、国、地方公共団体、民間等との人事交流を推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 110,428百万円(退職手当を除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	長期借入金 償還金 (財務・経営センター)	1,357	1,400	1,400	1,400	1,403	1,417	8,377	9,771

(単位：百万円)

年度 財源	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	長期借入金 償還金 (民間金融機関)						31	31	753

(リース資産)

該当なし

4 災害復旧に関する計画

平成16年9月に発生した台風18号により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

別表（学部，研究科等）

学部	人文学部 教育学部 経済学部 理学部 医学部 工学部 農学部
研究科	人文科学研究科 教育学研究科 経済学研究科 医学系研究科 理工学研究科 農学研究科 東アジア研究科 技術経営研究科 連合獣医学研究科

(連合獣医学研究科参加校)

大学名	山口大学（基幹校） 鳥取大学 宮崎大学 鹿児島大学
-----	------------------------------------

※本学は鳥取大学大学院連合農学研究科の参加校である。

別表（収容定員）

平成16年度	人文学部	740人	
	教育学部	960人	（うち教員養成に係る分野 400人）
平成17年度	経済学部	1,540人	
	理学部	880人	
平成16年度	医学部	1,060人	（うち医師養成に係る分野 550人）
	工学部	2,400人	
平成17年度	農学部	580人	（うち獣医師養成に係る分野 180人）
	人文科学研究科	16人	（うち修士課程 16人）
平成16年度	教育学研究科	82人	（うち修士課程 82人）
	経済学研究科	52人	（うち修士課程 52人）
平成17年度	医学系研究科	306人	（うち修士課程 74人） （博士課程 232人）
	理工学研究科	717人	（うち修士課程 588人） （博士課程 129人）
平成16年度	農学研究科	68人	（うち修士課程 68人）
	東アジア研究科	30人	（うち博士課程 30人）
平成17年度	連合獣医学研究科	48人	（うち博士課程 48人）
	人文学部	740人	
平成16年度	教育学部	960人	（うち教員養成に係る分野 400人）
	経済学部	1,540人	
平成17年度	理学部	880人	
	医学部	1,060人	（うち医師養成に係る分野 550人）
平成16年度	工学部	2,380人	
	農学部	580人	（うち獣医師養成に係る分野 180人）
平成17年度	人文科学研究科	16人	（うち修士課程 16人）
	教育学研究科	82人	（うち修士課程 82人）
平成16年度	経済学研究科	52人	（うち修士課程 52人）
	医学系研究科	318人	（うち修士課程 86人） （博士課程 232人）
平成17年度	理工学研究科	717人	（うち修士課程 588人） （博士課程 129人）
	農学研究科	68人	（うち修士課程 68人）

	東アジア研究科	30人 (うち博士課程	30人)
	技術経営研究科	15人 (うち専門職学位課程	15人)
	連合獣医学研究科	48人 (うち博士課程	48人)
平成 18 年度	人文学部	740人	
	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野	400人)
	経済学部	1,540人	
	理学部	880人	
	医学部	1,060人 (うち医師養成に係る分野	550人)
	工学部	2,320人	
	農学部	580人 (うち獣医師養成に係る分野	180人)
	人文科学研究科	16人 (うち修士課程	16人)
	教育学研究科	82人 (うち修士課程	82人)
	経済学研究科	52人 (うち修士課程	52人)
	医学系研究科	354人 {うち修士課程	125人
		博士課程	229人
	理工学研究科	739人 {うち修士課程	610人
		博士課程	129人
	農学研究科	68人 (うち修士課程	68人)
	東アジア研究科	30人 (うち博士課程	30人)
	技術経営研究科	30人 (うち専門職学位課程	30人)
	連合獣医学研究科	48人 (うち博士課程	48人)
平成 19 年度	人文学部	740人	
	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野	400人)
	経済学部	1,540人	
	理学部	880人	
	医学部	1,060人 (うち医師養成に係る分野	550人)
	工学部	2,260人	
	農学部	580人 (うち獣医師養成に係る分野	180人)
	人文科学研究科	16人 (うち修士課程	16人)
	教育学研究科	82人 (うち修士課程	82人)
	経済学研究科	52人 (うち修士課程	52人)
	医学系研究科	383人 {うち修士課程	152人
		博士課程	231人
	理工学研究科	761人 {うち修士課程	632人
		博士課程	129人
	農学研究科	68人 (うち修士課程	68人)

	東アジア研究科	30人 (うち博士課程	30人)	
	技術経営研究科	30人 (うち専門職学位課程	30人)	
	連合獣医学研究科	48人 (うち博士課程	48人)	
平成 20 年度	人文学部	740人		
	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野	400人)	
	経済学部	1,540人		
	理学部	880人		
	医学部	1,060人 (うち医師養成に係る分野	550人)	
	工学部	2,200人		
	農学部	580人 (うち獣医師養成に係る分野	180人)	
	人文科学研究科	16人 (うち修士課程	16人)	
	教育学研究科	82人 (うち修士課程	82人)	
	経済学研究科	52人 (うち修士課程	52人)	
	医学系研究科	385人 {うち修士課程	152人	
			博士課程	233人
	理工学研究科	761人 {うち修士課程	632人	
			博士課程	129人
農学研究科	68人 (うち修士課程	68人)		
東アジア研究科	30人 (うち博士課程	30人)		
技術経営研究科	30人 (うち専門職学位課程	30人)		
連合獣医学研究科	48人 (うち博士課程	48人)		
平成 21 年度	人文学部	740人		
	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野	430人)	
	経済学部	1,540人		
	理学部	880人		
	医学部	1,070人 (うち医師養成に係る分野	560人)	
	工学部	2,160人		
	農学部	580人 (うち獣医師養成に係る分野	180人)	
	人文科学研究科	16人 (うち修士課程	16人)	
	教育学研究科	82人 (うち修士課程	82人)	
	経済学研究科	52人 (うち修士課程	52人)	
	医学系研究科	379人 {うち修士課程	152人	
			博士課程	227人
	理工学研究科	761人 {うち修士課程	632人	
			博士課程	129人
農学研究科	68人 (うち修士課程	68人)		

東アジア研究科	30人（うち博士課程	30人）
技術経営研究科	30人（うち専門職学位課程	30人）
連合獣医学研究科	48人（うち博士課程	48人）

予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	82,005
施設整備費補助金	501
船舶建造費補助金	
施設整備資金貸付金償還時補助金	6,138
国立大学財務・経営センター施設費交付金	
自己収入	123,006
授業料及入学金検定料収入	37,086
附属病院収入	84,620
財産処分収入	
雑収入	1,300
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	9,616
長期借入金収入	436
計	221,702
支出	
業務費	191,422
教育研究経費	88,023
診療経費	72,937
一般管理費	30,462
施設整備費	937
船舶建造費	
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	9,616
長期借入金償還金	19,727
計	221,702

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人山口大学役員退職手当規則及び国立大学法人山口大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の person 費相当額及び管理運営経費の総額。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額 E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分），授業料収入（収容定員超過分），雑収入。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑯「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。
〔附属病院運営費交付金対象収入〕
- ⑱「附属病院収入」：附属病院収入。J(y-1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = [D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)] \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
- (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
- (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$
- (4) $G(y) = G(y)$
- (5) $H(y) = H(y)$

- D(y)：学部・大学院教育研究経費，附属学校教育研究経費を対象。
- E(y)：教育研究診療経費，附属研究所経費，附属施設等経費を対象。
- F(y)：教育等施設基盤経費を対象。
- G(y)：特別教育研究経費を対象。
- H(y)：入学料収入，授業料収入，その他収入を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

- (1) $I(y) = I(y)$
- (2) $J(y) = J(y-1) + K(y)$
 $[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$

- I(y)：一般診療経費，債務償還経費，附属病院特殊要因経費を対象。
- J(y)：附属病院収入を対象。
(J'(y)は平成16年度附属病院収入予算。K(y)は、「経営改善額」)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金に

については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費を対象。

M(y) : 特殊要因経費を対象。

【諸 係 数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の実績により試算した

収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、各事業計画により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業経費は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	209,576
業務費	188,878
教育研究経費	12,161
診療経費	46,724
受託研究費等	4,313
役員人件費	806
教員人件費	66,750
職員人件費	58,124
一般管理費	9,778
財務費用	3,699
雑損	
減価償却費	7,221
臨時損失	
収入の部	
経常収益	214,987
運営費交付金収益	80,129
授業料収益	31,128
入学料収益	4,574
検定料収益	1,207
附属病院収益	84,620
受託研究等収益	4,313
寄付金収益	5,116
財務収益	
雑益	1,300
資産見返運営費交付金戻入	1,363
資産見返寄付金戻入	118
資産見返物品受贈額戻入	1,119
臨時利益	70
純利益	5,481
総利益	5,481

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	223,608
業務活動による支出	198,587
投資活動による支出	3,388
財務活動による支出	19,727
次期中期目標期間への繰越金	1,906
資金収入	223,608
業務活動による収入	214,627
運営費交付金による収入	82,005
授業料及入学金検定料による収入	37,086
附属病院収入	84,620
受託研究等収入	4,313
寄付金収入	5,303
その他の収入	1,300
投資活動による収入	6,639
施設費による収入	6,639
その他の収入	
財務活動による収入	436
前期中期目標期間よりの繰越金	1,906

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込額が含まれている。(承継見込額 1,906百万円)